

定 款

公益社団法人 山梨県畜産協会

公益社団法人山梨県畜産協会 定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人山梨県畜産協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を山梨県甲府市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この協会は、畜産業を営むもの及びその組織する団体の経営安定、運営及び保健衛生に関する指導、肉用子牛生産者補給金の交付等の事業を推進し、畜産業を営むものの所得の安定を通じて、県内畜産業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、山梨県内において次の事業を行う。

- (1) 畜産の経営及び生産技術の指導に関する事業
- (2) 畜産物の生産、流通に関する啓発、調査研究及び研修会・講習会の開催並びに情報の提供に関する事業
- (3) 家畜及び畜産物の価格変動による損失補てんに関する事業
- (4) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)に基づく生産者補給金の交付に関する事業
- (5) 肉用牛経営の安定を図るための肥育牛生産者補てん金交付に関する事業
- (6) 肉用子牛の生産振興に関する事業
- (7) 家畜及び畜産物の衛生に関する啓発及び調査研究並びに情報の提供に関する事業
- (8) 家畜伝染性疾病の予防措置等の自衛防疫の推進に関する事業
- (9) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(協会の構成員)

第5条 この協会の会員は、この協会の事業に賛同する団体であって次条の規定によりこの協会の会員となったものをもって構成する。

(会員の資格の取得)

第6条 この協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず総会の議決により特に必要と認めるものについては、会費の納入を免除することができる。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(徐名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 会員である団体が解散したとき

(資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 会員である団体が解散したとき

第 4 章 総 会

(構 成)

第11条 総会は、すべての会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が召集する。

2 総会員の議決権の5分の1の議決権を有する会員から総会の目的たる事項及び召集の理由を記載した書面により開催の請求があった場合、会長は、総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の10日前までに通知しなければならない。ただし総会に出席しない会員が書面をもって、決議権を行使することとするときは、開催日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当る。

2 会長が欠席の場合は、総会に出席した会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決 議)

第17条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は議決権の行使を保留するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上の出席であって総会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第19条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事6人以上13人以内
 - (2) 監事2人以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を副会長及び1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この協会の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で、2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任したのちも、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、総会に於いて定める総額の範囲内で総会に於いて別に定める報酬等の支給基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第26条 この協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招 集)

第28条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委 員 会

(委員会)

第31条 協会は、事業の円滑な運営を図るため理事会の議決を経て委員会を置くことができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 8 章 資 産 及 び 会 計

(事業年度)

第32条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事会の決議を経て総会の承認を受けな

なければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この協会の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給総額及び支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要な物を記載した書類

(公益目的取得財産額の算定)

第35条 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第37条 この協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第38条 この協会が公益認定を取り消された場合、又は合併により協会が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17

号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第39条 この協会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第40条 この協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、必要な職員を置く。
- 3 職員の任免は、会長が行う。
- 4 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 11 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第41条 この協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 補 則

(委 任)

第42条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に関し、必要な事項は、法令で別段の定めがある場合を除いて会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この協会の最初の会長は功刀光紀、専務理事は宇田和男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第32条の規定に

かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

(施行日)

この定款は、平成26年3月26日より施行する。

(施行日)

この定款は、平成26年6月23日より施行する。